

豊中市千里中央地区商業・オフィスビル 立地促進奨励金交付要領

【目的】

千里中央地区において、魅了ある大規模な商業施設及びオフィスビルの立地の促進を図ることで、広域から多様な人が訪れる拠点づくりに資するとともに、雇用人口の増加を促し、本市経済を活性化することを目的とします。

対象地	都市機能誘導区域のうち「千里中央駅周辺区域」のみ（下図）
対象施設	<ul style="list-style-type: none">新設又は建替え延べ床面積が10,000m²以上商業機能又はオフィスの用に供する部分の床面積が5,000m²以上住宅などの用に供する床面積の合計が、延べ床面積の1/2以下
対象者	対象施設を立地する者（建物所有者）

【奨励金額】

内容	<p>〔 土地 建物 設備 〕 に係る固定資産税相当額</p>
雇用促進	営業開始後3年を経過した日に市民を1年以上新規に正規雇用している場合、1人あたり10万円（上限1千万円）
上限	2億円（1会計年度につき）
交付期間	10年間



※オフィス：事務所・営業所・研究所及びこれらに類するもの並びにこれらに付随した施設

※複合施設の場合は、商業機能又はオフィスに係る床面積を対象とする。

※詳細は下記連絡先までお問合せください。

<申込み・問合せ先>

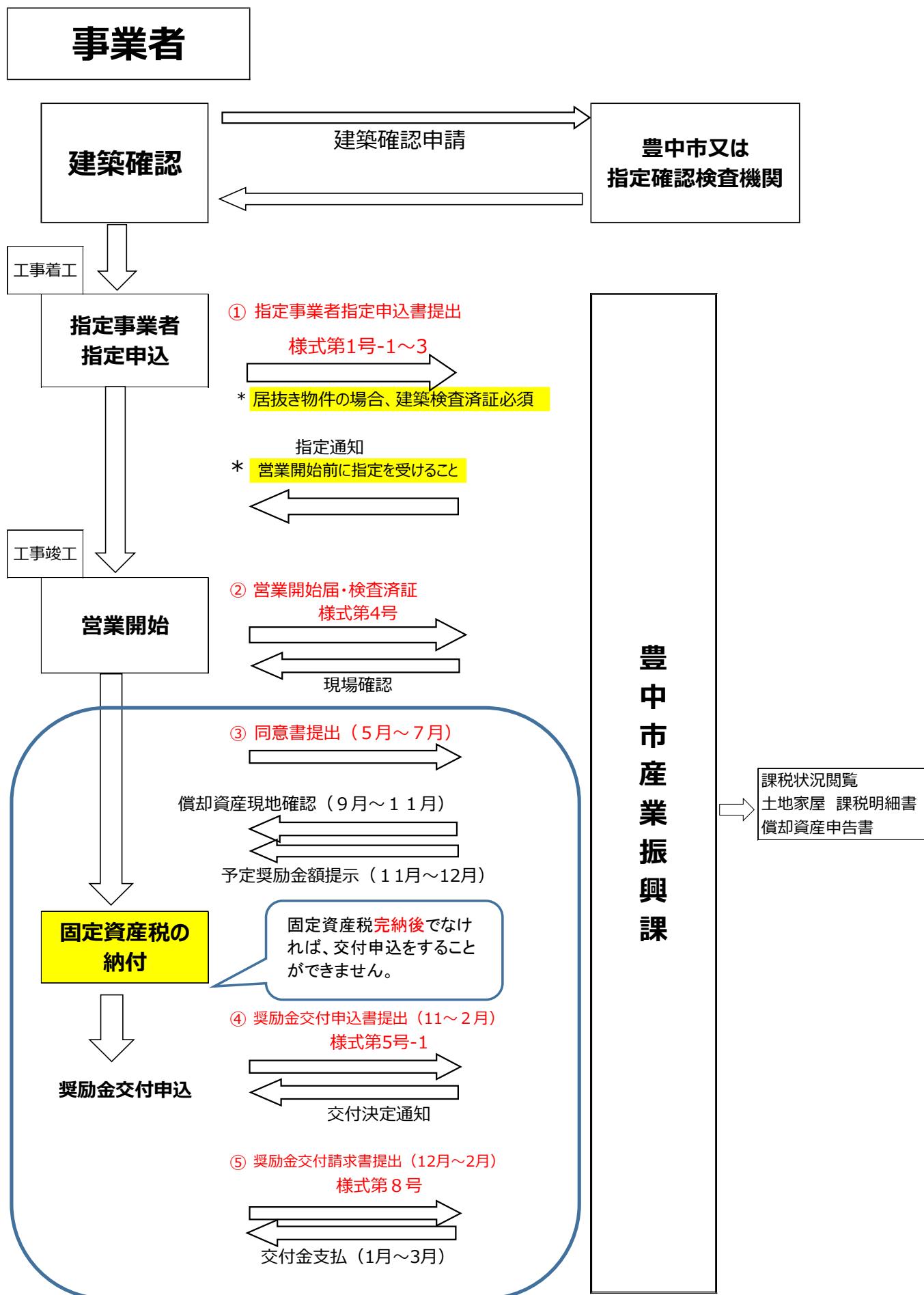
豊中市都市活力部産業振興課（市役所第1庁舎5階）

Tel : 06-6858-2189

mail : sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp



千里中央地区商業・オフィスビル立地促進奨励金 手続きの流れ



※ 居抜き物件などで検査済証を取得していない場合、ガイドライン調査報告書の提出が必要になります。

※ で囲まれた手続については10年間、毎年度行う必要があります。

途中で指定事項に変更（代表者の変更等）が生じた際は変更届（様式第9号）が必要になります。